

第 6 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成18年3月17日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、営業の禁止処分に係る決裁書（以下「本件決裁書」という。）の中の「食品衛生法による行政処分について（案）」（以下「本件行政処分案」という。）、「北区管内における食中毒事件について」の報告文書（以下「本件報告書」という。）、営業の禁止処分に係る審査請求における弁明書（以下「本件弁明書」という。）及び再々弁明書（以下「本件再々弁明書」という。）について、その根拠となる次の文書の公開請求を行った。
 - (1) 本件行政処分案及び本件報告書には「57名が会食し、そのうち19名が嘔吐、下痢を主症状とする食中毒様症状を呈していると営業者から連絡があった。」とあるが、営業者からこのことの連絡があったことが分かる文書（以下「本件請求文書①」という。）
 - (2) 本件弁明書及び本件再々弁明書には、名古屋市北区北保健所（以下「北保健所」という。）が「電話等で聞き取り調査を行った結果57人中19人に下痢、嘔吐等の症状があるという結果を得た。」とあるが、具体的に電話等でどのような調査をしたのかが分かる文書（以下「本件請求文書②」という。）
 - (3) 57人中19人に下痢、おう吐の症状があることについて、本件行政処分案及び本件報告書は営業者から連絡があったとあり、本件弁明書及び本件再々弁明書は北保健所が調査した結果であると記載されているが、どちらの文書が正しいのかが分かる文書（以下「本件請求文書③」という。）
 - (4) 本件行政処分案及び本件報告書には「19名が嘔吐、下痢を主症状とする食中毒様症状」とあり、本件弁明書には「食事をした団体客から下痢、嘔吐などの症状」とあり、本件再々弁明書には「主症状として嘔気、嘔

吐、下痢（水様性）等の有症者発生」とあるが、どの文書が正しいのかが分かる文書（以下「本件請求文書④」という。）

2 同月30日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件請求文書①、本件請求文書③及び本件請求文書④については請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由に、また、本件請求文書②については症候学的調査票、症候学的調査票（個人票）及び喫食状況調査票を特定し、食中毒患者等の関係者の氏名、住所、症状、喫食状況等については、特定の個人が識別されるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当することを理由に、非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年4月17日、異議申立人は、本件処分のうち行政文書が存在しないことを理由に非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち行政文書が存在しないことを理由に非公開とした部分を
取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書①について

公開しない理由として、「請求にかかる文書が存在しないため、非公開とします。」とあるが、本件行政処分案及び本件報告書中、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のことであり、〇〇〇〇〇は、「57名が会食し、そのうち19名が嘔吐、下痢を主症状とする食中毒様症状を呈している。」と連絡した事実はない。この文書は、北保健所の自作自演の作り話である。

実施機関は、名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課（以下「食品衛生課」という。）への第一報である本件報告書をもとに、本件行政処分案を作成している。これは、メモ、下書きではなく、報告文書は存在する。

(2) 本件請求文書③について

正しい文書として北保健所は、異議申立人の行った公開請求に対する行政文書一部公開決定通知書（平成18年1月10日付け17北保生第102号の7）（以下「本件通知書」という。）の中で、「57名」の人数を特定できる文書は、本件決裁書であると決定している。本件決裁書の一部である本件行政処分案が正しいと解釈でき、文書は存在している。

(3) 本件請求文書④について

本件行政処分案、本件報告書、本件弁明書及び本件再々弁明書は、北保健所が自ら記載（主張）した文書であり、文書が存在しないはずはない。仮に文書が存在しなくても、本件行政処分案、本件報告書、本件弁明書及び本件再々弁明書のどの文書が正しいのかを答えるべきである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書①について

平成○年○月○日午後3時30分頃、営業者が、同月20日に飲食した客がおう吐、下痢の症状を呈しているとの旨を北保健所に連絡したことから、北保健所の食品衛生監視員が食中毒に関する調査を実施した。

本件決裁書を起案した職員は、営業者から連絡があった時に記載したメモ及び食品衛生監視員による調査内容をもとに、本件決裁書を作成したが、当該メモは職務に関連して当該職員が個人の段階で作成したものである。

「名古屋市情報公開条例の施行について（依命通達）（平成12年依命通達第13号）」によれば、職務に関連して職員が個人の段階で作成し、又は取得したメモ、下書き、参考資料等は、条例第2条第2号に規定する行政文書ではないとされている。

したがって、本件請求文書①は不存在である。なお、当該メモは決裁作成後に廃棄している。

2 本件請求文書③について

本件通知書において、57人の人数を特定できる文書として、本件決裁書を行政文書一部公開決定しているが、これは57人の人数を特定できる文書として当該決定をしたものであり、本件行政処分案及び本件報告書又は本件弁明書及び本件再々弁明書のどちらの文書が正しいのかが分かる文書ではない。

食中毒にり患した人数については、営業者から連絡があったため、北保健所が調査を実施した結果、「57名」、「19名」などの具体的な人数が判明

したものである。

本件行政処分案、本件報告書、本件弁明書及び本件再々弁明書は、当該調査をもとに作成されており、文書によって表現の相違はあるものの、いずれも同内容の事実を述べたものであり、本件行政処分案及び本件報告書又は本件弁明書及び本件再々弁明書のどちらの文書が正しいのかが分かる文書は不存在である。

したがって、本件請求文書③は不存在である。

3 本件請求文書④について

本件行政処分案は、営業者から、飲食した客が、おう吐、下痢の症状を呈しているとの旨の連絡があったため、北保健所による調査を実施し、その結果をもとに作成した本件決裁書の一部である。

本件報告書は、食中毒事件の概要について、北保健所から食品衛生課に送付した速報であり、平成○年○月○日時点での北保健所の調査結果を報告したものである。

本件行政処分案及び本件報告書の「19名」については、北保健所が調査した結果、判明した人数である。

本件弁明書は、○○○○○から営業の禁止処分に係る審査請求があったため提出した弁明書であるが、この中で営業の禁止処分に至った経過を調査の結果をもとに主張したものである。

本件再々弁明書は、○○○○○から提出された再反論書についての再々弁明書であり、本件弁明書で主張した処分をするに至った経過の詳細を述べたものである。

本件弁明書及び本件再々弁明書については、いずれも北保健所の調査をもとに、本件行政処分案及び本件報告書の内容をより詳細に表現したものである。

本件行政処分案、本件報告書、本件弁明書及び本件再々弁明書は、当該調査の結果をもとに作成されており、文書によって表現の相違はあるものの、いずれも同内容の事実を述べたものであり、本件行政処分案、本件報告書、本件弁明書及び本件再々弁明書のどの文書が正しいのかが分かる文書は不存在である。

したがって、本件請求文書④は不存在である。

第5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立ての対象となっている行政文書は、本件請求文書①、本件請求文書③及び本件請求文書④である。

(2) 当審査会の調査によると、食中毒に係る営業の禁止処分に関し、次の事実が認められる。

ア 平成○年○月○日、飲食業の営業者である異議申立人は、利用客がおう吐、下痢を主症状とする食中毒様の症状を呈しているとの旨を、北保健所に連絡した。この申出に基づき、北保健所の食品衛生監視員が○○○○○○店舗の立入調査を実施した。

イ 同日、北保健所は、本件報告書を作成し、それをファクシミリにより食品衛生課へ送信した。

ウ 同月23日、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に対し、名古屋市北区北保健所長（以下「北保健所長」という。）は、営業の禁止処分を行った。

エ 同年○月○日、○○○○○は、営業の禁止処分の取消しを求める審査請求を行った。

オ 上記エの審査請求の審理過程において、北保健所長から本件弁明書、それに対して○○○○○から反論書、それに対して再弁明書、さらに再反論書、本件再々弁明書、追加の（再）反論書などが審査庁に提出され、平成○年○月○日に裁決がなされた。

(3) 本件請求文書①について

本件請求文書①は、本件行政処分案及び本件報告書には「57名が会食し、そのうち19名が嘔吐、下痢を主症状とする食中毒様症状を呈していると営業者から連絡があった。」とあるが、営業者からこのことの連絡があったことが分かる文書である。

この点について、営業の禁止処分に係る審査請求において、北保健所長が、平成18年4月13日付け回答書により訂正しているように、営業者は、具体的な人数を挙げて連絡したとはされていない。また、営業者から連絡があった時の職員のメモも廃棄されていると認められる。

したがって、本件請求文書①は、存在しないものと認められる。

(4) 本件請求文書③及び本件請求文書④について

本件請求文書③及び本件請求文書④は、どの文書の内容が正しいのかという文書内容の真偽を判定若しくは記載した文書又は特定の文書の内容の真正を証する文書であると解されるが、当審査会の調査によれば、個別の文書について、実施機関によって、どの文書が正しいかという検討がなされたという事実は認められず、これらの文書の真偽について表した文書の作成も認められない。

したがって、本件請求文書③及び本件請求文書④は、存在しないものと認められる。

(5) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 5 月19日	諮問書の受理
5 月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7 月 3 日	実施機関の弁明意見書を受理
7 月 6 日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8 月 7 日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
11月17日 (第72回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成19年 1 月16日 (第74回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3 月15日 (第76回審査会)	調査審議
平成20年12月 9 日 (第97回審査会)	調査審議
12月22日	答申